

## 南部離島町村長議長連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、南部離島町村長議長連絡協議会と称す。

(目的)

第2条 本会は、南部離島町村相互の親睦を図ることにより、南部離島の振興を促進することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は事務局を南部市町村会内に置く。

(構成)

第4条 本会は、南部離島町村の町村長及び議長をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

- 2 前項の役員は、定例会において選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定例会)

第6条 本会の定例会は、毎年2回これを開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

- 2 会議の議事は出席会員の過半数で決する。

(経費)

第7条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会員は、毎年度会費を納めなければならない。会費は、定例会においてこれを定める。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

この規約は、平成元年5月10日より施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月4日より施行する。